

遠賀町農業委員会通信

第 13 号
平成 31 年 4 月 1 日発行
＜発行責任者＞
遠賀町農業委員会
会長 三原 高志

荒廃農地の非農地判断に「切り

以前より、この農業委員会通信でお知らせしていましたが、平成30年度を通して取り組んできた荒廃農地の非農地判断について、一区切り終えました。



これは、国の通知「農地法の運用について」において、次の①又は②に該当する場合に、農業委員会は総会又は部会で非農地と議決し、所有者と関係機関（県、法務局、町）に通知し、農地台帳から除外することとされているものです。

①森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難
②周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるもの

平成30年2月から非農地判断について岡垣町農業委員会などから情報収集を始めて、2～3月総会において

モデル地区の選定（若松区）、以後の年間スケジュールを定めた上での実施となりました。

これまで204筆、約9.5haについて非農地の議決を行い、所有者と関係機関に通知を実施してきました。その実績は以下のとおりです。

非農地通知発送月	筆数	面積(m ²)
平成30年4月	23	8,864
平成30年8月	101	47,392
平成30年11月	5	1,822
平成31年3月	75	37,521
合計	204	95,599

この非農地判断を行うことにより、守るべき農地が明確になり、適正な農地管理と台帳の整備につながりました。

今後の課題としては、非農地通知を発送した土地の中で地目変更登記が確認できたものはわずかで、地目変更登記へ誘導する方策を検討する必要があります。

非農地判断をされたことで、農地法の適用を受けることがなくなつた土地についても、未登記のままでは結局相続等が発生したときには、相続人も登記簿からは農地としか読み取れないため、扱いに困るようなことがあるのではないかと危惧されます。

また、重要なのは非農地判断を実施して農地を減らしていくことではなく、いかにして農地を適正に管理し、このよ

うな状況になる前に、耕作が可能となる状態に戻すことが重要であることを改めて認識しました。

自分の管理する農地はもちろんのこと、農業委員会として地域の農地が荒れていないか、日頃から気を付けながら声掛け、指導を行っていくことで適正な農地の維持管理につなげていきたいと考えます。

＜非農地通知が実施された農地の例＞



農地の賃借料決まる!

農業委員会では平成21年の農地法の改正に伴い「標準小作料」が廃止されたことから、毎年過去1年間の賃借料を平均した「賃借料情報」を提供しています。

また、平成28年度からは、現状の経営状況や客観的な農業情勢などを踏まえて、一定の基準となるよう「賃借料情報」とは別に「参考賃借料」も合わせて示しています。

あくまで、お示しする情報は平均的な賃借料や基準ですので、実際の賃借料につきましては、所有者・耕作者の双方で十分に話し合つて決めていただきたいと思います。

平成31年の参考賃借料(水田10アール当り)

地域名		賃借料	
遠賀町内 全域	ほ場整備済地域	現金の場合 10,000円	物納の場合 玄米 45kg
	未整備地域	現金の場合 8,000円	物納の場合 玄米 35kg

平成31年の賃借料情報(水田10アール当り)

平成30年1月～12月賃借料の平均

地域名		賃借料	
遠賀町内全域		現金の場合 9,000円	物納の場合 玄米 40kg

※「参考賃借料」も「賃借料情報」も拘束力はありません。
※賃借料を決定する場合は、「賃借料情報」と「参考賃借料」を判断材料とし、借り手と貸し手で協議して賃借料を決定してください。

下限面積の見直しについて

農地を取得する際に、下限面積というものがああることをご存知でしょうか？

農地法第3条の中に農地の権利を取得しようとする者は、その

の取得後に耕作する面積が北海道では2ha、その他都府県では50a以上ないとその権利が取得できないとあります。

これが平成21年12月の農地法改正より、地域の実情に合わない等の特別な理由があれば、農業委員会が別段の面積を定め、これを公示することで下限面積を独自に定めることが可能になりました。

この度、遠賀町農業委員会では独自の下限面積を取り入れることになりました。これは①新規就農者対策、②定住促進対策の2つの観点から検討を行ったものです。

①の新規就農者対策ではハウスを利用した高収益作物を栽培する場合に限って、下限面積を20aとするものです。遠賀町ではもともと土地利用型農業が主流ですが、現在新規で農業を始める方の多くは広大な農地を必要とする土地利用型ではなく、露地や施設での野菜で収益を上げようという方が多くなっています。露地野菜であれば50a以上でないとい経営は成立しませんが、イチゴなど



の高収益作物であればハウス栽培で夫婦など2人以上の手があれば、20aでも経営は成立するといえます。必要がないのに多くの面積を借り入れても、農地の管理不足につながったり、必要のない賃料の支払いになったりしかねないため、青年等就農計画の認定を受ける新規就農者がハウスの底地として取得する農地に限り、下限面積を20aに引き下げます。

②の定住促進対策では、空き家に付随する農地が足かせとなって売上の進まないことや、町外からの移住希望者で農業にも興味がある方などの対策です。町の空き家バンクに登録のある空き家に付随する農地で、かつ農業委員会が認める場合に限り、1m²から取得の対象とすることになります。もちろん、あくまで農地としての取得であり、取得した農地を農業以外の目的で利用することはできません。

独自で下限面積を設定した場合は、毎年その設定面積を見直すことにもなります。新規就農者向けに20aで良いのか、空き家対策は1m²が適切なのかな、こういったことを毎年検証し適切な面積を検討していきます。



学校給食の試食について

少し前の話にはなってしまうかもしれませんが、農業委員会で学校給食の試食に行っていました。試食の日の献立は『ごはん・鶏肉としばりのケチャップ煮・ニラ玉スープ・ふりかけ・ブルーベリーゼリー・牛乳』でした。



残念ながら、この日の献立中の町内産食材はお米(夢れんげ)とパプリカのみでしたが、美味しくいただきました。以前は週3回であった給食のご飯食も、平成28年度からはさらに1回増えて、週4回になっています。

町内産特別栽培米の夢れんげが学校給食に採用され、町内の小・中学校に通う子ども達がお腹いっぱい食べてくれることは、私たち生産者としても嬉しいことです。



農業委員会研修大会・豊作祈願

1月25日、福岡国際会議場にて開催された福岡県農業委員会研修大会に参加してきました。

年に1度、県内の農業委員会が一斉に集い研修会が行われるため、あの大きな国際会議場のメインホールが満席になります。農業者年金の加入推進実績による表彰や、耕作放棄地解消の優良事例についての発表などが行われます。

また、毎年この日に合わせて遠賀町の農作物の豊作祈願のため宮地嶽神社を参拝しています。皆様の農業の発展について、ささやかながらお祈りしてきました。



農業相談を毎月実施しています！

就農、離農、農地の貸し借りや農地転用の手続き、あっせんなど農業委員がご相談にお応えします。ご相談のある方は、農業委員会事務局までお気軽にご連絡ください。

編集後記

町内の荒廃農地について、過去から指摘されていたものは一通り確認が済みしました。山際など管理がしにくい箇所ほど山林化が進んでいるのが現状です。守るべき農地を明確にし、次世代に残していかなければなりません。

〈安藤敏生委員〉 〈高崎洋介委員〉